

朝来市地域協働の指針（たたき台）

1. 指針の位置付け

平成20年度に策定された、朝来市地域協働の指針をもとに、朝来市の最高規範である「朝来市自治基本条例」第3章「参画と協働」（参画と協働の推進）と第4章「市民自治」（コミュニティの形成）を踏まえ、広義の市民協働＝「参画と協働」の考え方を整理した上で、特に、地域協働＝地域コミュニティにおける参画と協働として見直し・具体化するものです。また、地域コミュニティの在り方・地域協働の指針を示すうえで必要な市民活動及び生涯学習等テーマ型の活動との関係性や重要な方針を含めています。

本指針は、現在の社会情勢及び地域情勢を踏まえ概ね今後10年間程度を見据えた内容であり、同時に、地域コミュニティの在り方として、区及び地域自治協議会と行政の関係性、また、それぞれの在り方や取り組むべきことについて、小規模集落で見られる今後の地域・生活課題への対応の考え方を手引的に示したものであることから、具体的な方策やアイデアは書き込まず、方向性や課題等をまとめています。

この指針は、令和5年度に実施した小規模集落及び地域自治協議会のヒアリング調査や平成24年度に取りまとめられた第3次分権型地域社会システム検討懇話会の報告、また、令和3年度に実施した朝来市における地域再生大作戦未実施集落元気度調査及び懇話会の内容を踏まえています。

2. 指針の構成

本指針は、朝来市地域コミュニティの在り方懇話会の意見や、これまでに実施した調査等の内容を踏まえ、庁内での協議に基づき構成しています。

【指針（案）の目次】

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

- (1) 朝来市のまちづくりの方向
- (2) 「市民自治」と「参画と協働」
 - 1) 朝来市自治基本条例における「市民自治」と「参画と協働」の考え方
 - 2) 「地域協働」の考え方
 - 3) 朝来市自治基本条例における地域自治協議会の位置付け
 - 4) 協働の原則（ルール）
- (3) 地域協働の指針とは
 - 1) 地域協働の指針の範囲
 - 2) 市民活動団体の定義と本指針における位置づけ
- (4) 朝来市をとりまく状況
 - 1) 朝来市の現状
 - 2) 世の中の動き（時代背景）

- ① 地方分権の推進
- ② 地域自治の重要性の高まり
- ③ 高齢化を伴う人口減少の進展：縮小する地域
- ④ DX推進・AIやICTの活用

2. 地域協働を進めるために

(1) 地域自治とは：住民自治と団体自治

- 1) 補完性の原則（原理）に基づいた、区・地域自治協議会・行政の協働による地域自治の推進
- 2) 自治の基礎としての「区」
- 3) 個人と地域内の多様な組織を主体とした、地域運営を担う「地域自治協議会」
- 4) 地域自治協議会と協働し、自治を担う「行政（朝来市役所）」

(2) 行政、地域自治協議会、区の今後の関係性のあり方

- 1) 区・地域自治協議会・行政の関係性のあるべき姿
- 2) 関係性のあるべき姿にむけて、検討・対応すべき課題

(3) 地域自治協議会の役割と今後の在り方

- 1) 求められる役割と事業
- 2) 体制・事務局の在り方
- 3) 財源の在り方
- 4) 拠点・事務所の在り方
- 5) 多様な地域住民・人材の参画に向けた体制や取り組み
- 6) 区への補完や支援のあり方

(4) 行政の協働支援、住民自治の支援

- 1) 専門的支援・中間支援機能の構築
- 2) 地域自治協議会への支援
- 3) 区の再編や見直しへの支援
- 4) 市民活動・生涯学習の支援
- 5) 地域に合わせた支援・地域自治協議会との協働のための制度・体制の見直し

3. 今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方

(1) 各課題に対する共通の考え方

(2) 各課題の現状と対応の考え方

- 1) 災害時の安全確保
- 2) 移動の支援（買い物支援含む）
- 3) 農地・土地利用（草刈りなど環境整備含む）
- 4) 空き家・移住者受け入れ

4. 指針の活用・周知・見直しに向けた取り組み

1. 朝来市のまちづくりの方向と地域協働

(1) 朝来市のまちづくりの方向

・総合計画で目指す朝来市の将来像との関係

第3次朝来市総合計画では、朝来市自治基本条例に定めるまちづくりの基本原則「参画と協働の原則」「情報の共有の原則」「自律と共助の原則」を前提とし、市の目指す将来像を「人と人がつながり 幸せが循環するまち～対話で拓く朝来市の未来～」と定め、そのためのまちづくりマインド「市民一人ひとりが主役」「人と人をつなぐ対話」「未来へのまなざし」の醸成にむけた取り組みを進めています。

これらの実現にむけては、地域コミュニティを中心とした地域活動とその活動を通じた人と人のつながりが豊かになることが重要かつ必要不可欠であり、本指針によってさらなる地域コミュニティの活性化を図るものです。

(2) 「市民自治」と「参画と協働」

1) 「朝来市自治基本条例」における「市民自治」と「参画と協働」の考え方

・朝来市のまちづくりを進める最高規範である「朝来市自治基本条例」

平成21年4月に施行した朝来市自治基本条例では、朝来市のまちづくりを進める上での最高規範として位置づけられる条例で、まちづくりに関する基本的なルールを定めています。

「地域で解決できることは地域で取り組む」ことを基本とした地域自治協議会の取り組みの重要性と、市民から信託を受けている市政運営についても、透明性を確保し、市民の意見を反映しながら、市政を効率的、効果的に行うことで、市民の信頼に応えることの重要性が前提となっています。

具体的には、まちづくりを支える市民、議会、行政の役割と責務を明記するとともに、参画と協働の仕組みや市政運営のあり方を定めています。

・「市民自治」の考え方

「市民自治」とは、市民が主体となったコミュニティの形成、地域自治協議会の設立・運営、まちづくり活動、生涯学習によるまちづくりのことであり、朝来市自治基本条例では市民自治による自律した自治体運営を目指しています。

・「参画と協働」の考え方

「参画と協働」は、朝来市自治基本条例におけるまちづくりの基本原則の1つとして定められているものです。市民、市議会及び市長等が対等の関係のもとで連携・協力し、相乗効果を発揮することにより、まちづくりについてより大きな成果を生み出すための取り組みに対する考え方です。

まちづくりには、主権者として主体である市民の意思を反映させて推進することが求められるとともに、市民、市議会及び市長等が対等の関係で共通目的を持って相互理解のもと、協働で進めていくことが求められます。

2) 「地域協働」の考え方

・「協働」とは

「協働」とは、まちづくりの共通目標（福祉、安全、環境保全、文化、教育などの地域課題の解決や地域の活性化）を達成するために、市民、行政、事業者など地域の複数の主体（組織）が対等の関係でそれぞれの特性を活かしながら連携・協力し、それぞれの役割を担い合いながら相乗効果を発揮することにより、より大きな成果を生み出すための取り組みです。

・「地域協働」の定義

「地域協働」とは、朝来市自治基本条例制定の趣旨にある市民が主体となった「市民自治」のまちづくりや「参画と協働」のうち、区・地域自治協議会・行政の関係性について定義するものです。

朝来市では、自治会を中心として様々な団体や個人が参加する地域自治協議会が「協働」における大きな存在であり、市民活動団体やNPOと行政の協働だけでなく、地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公共サービスを、地域自治協議会と行政が協議、役割分担し、地域が主体的に実行していく「地域協働」が引き続き重要となっています。

・「地域協働」の必要性

朝来市においても少子高齢化・人口減少がさらに進展しており、価値観や暮らし方の多様化、気候変動等も含め、地域が大きく変容しています。

これからも朝来市でいきいきと、暮らし続けられるようにするためには、行政の役割、住民自治による活動を改めて見直していく必要があります。特に人口減少によって、高齢者福祉、小規模化する集落での暮らし、農地や空き家の管理・活用など、多様な地域課題に行政と地域住民が協働して取り組んでいく必要があります。同時に行政の改革と地域自治協議会をはじめとする住民自治の見直しなどさらなる取り組みが求められます。

そこで、多様な主体（地域自治協議会、区、市民活動団体等）の参画と協働によるまちづくりである「地域協働」の仕組みをさらに充実、進展させることが重要です。

3) 朝来市自治基本条例における地域自治協議会の位置付け

朝来市では、まちづくりを支える市民、議会、行政の役割や責務、参画と協働の仕組み、市政運営のあり方について基本的な事柄を明らかにした朝来市自治基本条例を平成21年4月に制定し、市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自律した自治体運営を目指した取り組みを進めています。

令和6年3月には、朝来市自治基本条例審議会の検証を元にした対応方針を示しました。条例趣旨及び検証を元にした方針において、今後の地域コミュニティ、市民自治にとって地域自治協議会の役割が重要でありかつ、住民自治の担い手として区等と連携・協働することが求められています。

【表】朝来市自治基本条例 抜粋

第4章 市民自治

(コミュニティの形成)

第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

(地域自治協議会の設立)

第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。

2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。

(2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

4) 協働の原則（ルール）

朝来市における協働の原則は、次の11の原則にまとめられます。これは、協働を共に進めていく際に、区・地域自治協議会・行政が互いに理解しておかなければならないそれぞれの関係や関係者の社会に対する態度、協働を進めやすくする手法や留意点などであり、協働を進めていくためにはこれらの原則をお互いに理解することが重要です。

【協働の原則】

1	目的共有	異なった主体が連携、協力して事業を行いますので、明確な目標と成果のものさしを共有しないと、行動や成果が曖昧になります。また、社会に対し協働事業の目的と成果を明らかにし、協働の意義を理解していただく必要があります。
2	対等	協働に関係する当事者はすべて対等、水平な関係でなければなりません。そうでないと、それぞれの特性を活かしたアイデアやノウハウが活かされませんし、自発性に基づく「やる気、元気」が発揮できません。対等の関係をパートナーシップと呼びます。
3	相互理解	協働では、市民団体と行政というように、目的・性格の異なった団体が連携して事業が進められます。そこで、互いに相手の考え方、価値観、行動の仕方などを理解し合い、認め合った上で、それぞれの持つ力を活かすように事業を進めることが大切です。
4	自主性尊重	協働に参加する団体がその力を最大限に発揮できるのは、自主的、自発的に行動するときです。相互理解の上で、互いのやり方を尊重することで大きな効果を引き出します。
5	相互変革	異質の団体が出会い、一緒に行動するのですから、それぞれが自己にこだわりすぎると、かみ合わなくなります。相手に合わせたり、もっとよい考え方・進め方があれば、両者共に柔軟に対応していく（変わ

		っていく) 必要があります。こうしたことが、それぞれの組織や仕事のやり方を改善していくきっかけとなることがありますので、自己変革をいとわないことが大切です。
6	自立化促進	協働で事業を行う場合、当初は市民側の組織力や運営力が弱いため、行政から一定の支援が必要な場合もあります。しかし、近い将来は、行政とも対等な関係となれるよう、自立を常に心がけていく必要があります。行政の支援も市民側の自立を促進することが求められます。また、資金的にも、コミュニティ・ビジネスなどにより自己資金を作るなど、さまざまな手法（例えば、行政からの事業受託、指定管理者制度の適用、特産品の開発・販売、その他収益事業、民間からの助成、一般の寄付等）を検討する必要があります。
7	補完性の原則	協働で事業を行う場合には、現場に一番近いところから課題を探り、解決していくことが効果的です。その意味で、まず地域における課題を発掘・整理し、それを解決する行動を近隣あるいは小学校区程度（地域自治協議会）の範囲で、企画・実践していくことが大切です。また、地域だけでは十分な対応ができない場合は、より広い範囲で（旧町で、あるいは朝来市全体で）検討する、というような段階を踏んでいくことが望まれます。
8	公開・透明性の原則	協働にあたっては、市民に事業についての理解を深めてもらうことで、事業の支援者を増やし、そのことが効率を高めたり成果を確実なものにすることにつながっていきます。また、税金を資金とした活動では、その用途を明確にすることが必要であり、常に説明責任を果たすことが大切です。さらに、関係団体だけでなく、広く市民や地域住民の方の参加を求めて、事業を通して新たな地域人材の発掘にも心がけます。
9	相乗効果	協働にあたっては、それぞれの団体が単独でやるより、もっと大きな効果を発揮できるようにすべきです。そのためには、それぞれの優位点を組み合わせるなど、効果的な活動の仕方を考える必要があります。
10	できるところから始める	最初からあまり大きな事、壁の高い所から始めるのではなく、まず、協力・連携してできるところからやってみることが大切です。その上で、やり方を修正しながら事業を広げていけばいいのです。
11	評価・見直しの原則	協働事業は、事業が終了したら、進め方、成果、効率等についてふりかえり（評価）を行い、公開し、今後の協働事業の参考とすることが大切です。また、事業が継続するものであっても、数年単位で見直し、変えるべき所は変えていくことも必要です。

(3) 地域協働の指針とは

1) 地域協働の指針の範囲

「参画と協働」や「市民自治」の考え方では、本来、朝来市民1人ひとり、市民活動団体等全ての「市民」が自治の主体であり、行政との協働の主体として捉えられるものですが、本指針は、上記において定義した「地域協働」における各主体の関係性、地域コミュニティの在り方を示すもの

です。

2) 市民活動団体の定義と本指針における位置づけ

本指針では、「市民活動団体」とは地域内のテーマ型・関心別の活動団体（PTA・子ども会など地域団体含む）、生涯学習サークル・団体、NPOなどを含めるものと定義します（ただし、個人的な利益や営利のみを目的とするものを除きます）。

市民活動団体等のテーマ型コミュニティを含めた協働については、「地域協働」の在り方の観点から重要となる考え方のみを示すものとします。よって、今後、本指針をもとに、市民活動推進の指針あるいは計画を策定し、他の行政計画においても整合を図ることが求められます。

(4) 朝来市をとりまく状況

1) 朝来市の現状

① 朝来市の人口と高齢化

朝来市の人口は約2万9千人（令和6年11月末）で、今後も減少傾向が続くと推計されています（図〇）。同時に高齢化率は約35.7%となっており、今後も介護等の高齢者福祉に対するニーズが増大していくのに対し、それらを支える層（生産年齢人口、子どもや若者など）は相対的に減少する見込みです。

② 高齢化を伴う人口減少の影響

・ 地域コミュニティへの影響

高齢化を伴う人口減少の影響で、地域コミュニティを支える力が失われつつあります。また、自分の住んでいる地域への関心も薄れがちになっています。

小さな集落ほど人口減少と高齢化は著しく、今後集落の安定した運営が困難になりより小規模化が進む地域では、集落の存続さえ危ぶまれることが予想されます。

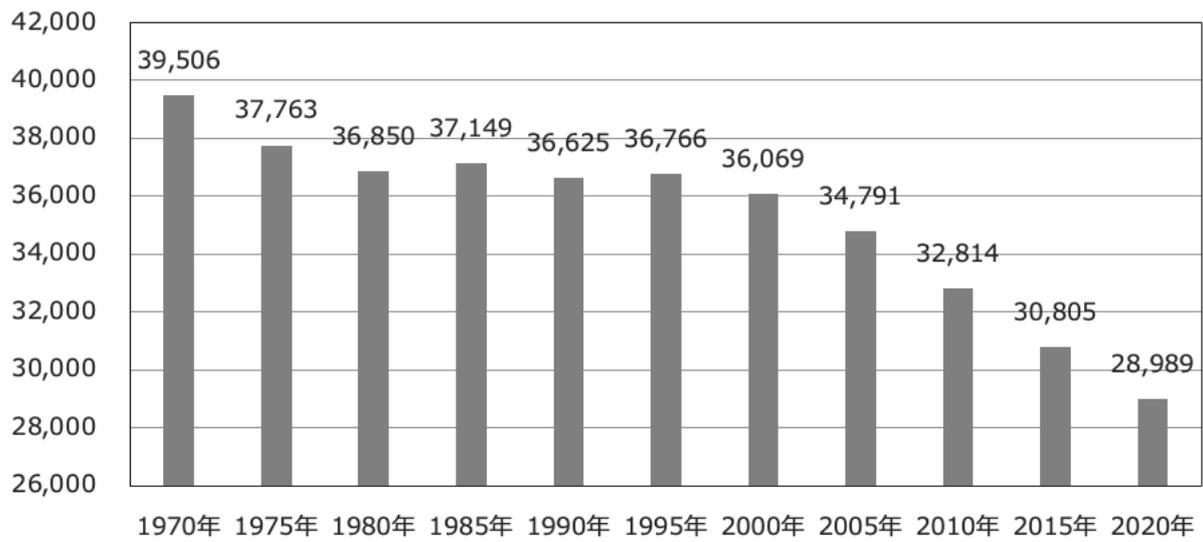
・ 市政への影響

人口減少と高齢化は、今後の税収減や行政に対するニーズの拡大などから、朝来市の財政状況は今後より厳しい状況になることが予想されます。

朝来市の定員適正化計画では、合併当初の平成17年に502人であった職員数の削減を図り、令和6年4月1日現在で327人（約35%減）となりました。新たな定員適正化計画では、令和10年の目標値を335人とし、必要な限度において職員の充足を図る予定ですが、高齢化が急速に進展する中で行政に対するニーズが減ることは考えにくく、市と区及び地域自治協議会など地域住民の協働による地域課題への対応が求められます。

注：データは令和2年国勢調査。

図 朝来市の総人口の推移



資料：国勢調査

表 朝来市の小学校区別の人口、世帯数の現状と高齢化率

住民基本台帳の最新データによる作成予定

2) 世の中の動き（時代背景）

① 地方分権の推進

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方自治体と国は対等な協力関係となり、自治体が自己責任と自己決定のもとに個性豊かな地域社会をつくっていく流れになりました。また、地方への権限委譲や規制緩和が行われており、今後もこの流れは継続し、地方自治体は政策を自ら考えて実行することがさらに求められるようになります。

② 地域自治の重要性の高まり

自治体が財政難にあえぐ中、少子高齢化などの社会の急速な変化にともない市民のニーズは多種多様化し、行政によるこれまでのような公共サービスの提供は困難になりつつあります。また、地域社会では、経済の停滞や若者の都市への流出、災害への不安や子どもたちの安全をはじめとする課題が山積しています。そこで、「地域で解決できることは地域で取り組む」ことが不可欠となり、地域のあり方は地域住民で考え、決めていくことが求められていることから、そのための合意形成や地域づくりの仕組みが必要となり、地域コミュニティの重要性がさらに高まっています。

③ 高齢化を伴う人口減少の進展：縮小する地域

平成 20 年度に朝来市地域協働の指針が策定されましたが、策定当時よりさらに進む少子高齢化を伴う人口減少は、地域そのものを縮小させつつあります。これは地域のコミュニティ機能の低下も伴うことから、暮らしづらさやさらなる地域外への人口の流出という悪循環を招きかねません。そのため、縮小する地域コミュニティの存続に向けた担い手の確保や活動の広がりが必要となっています。

④ DX 推進・AI や ICT の活用

インターネットや携帯電話・スマートフォンなどの情報通信機器が急速に普及し、誰もが行政情報やまちづくりに関する情報を容易に得ることができるようになったことで、市民が市政やまちづくりに参加しやすくなったといわれています。また、ホームページや SNS で活動状況や成果を発信している市民活動団体や住民自治組織も増えています。

近年では AI（人工知能）や ICT（情報通信技術）などを活用して業務効率化や生産性の向上を進めることにより、住民の利便性や行政サービスの維持・向上を目指す取り組みも盛んになっています。

これら DX の推進や ICT の活用による行政事務の見直しなども踏まえ、市民参加と協働を広げていくことが求められています。

2. 地域協働を進めるために

(1) 地域自治とは：住民自治と団体自治

1) 補完性の原則（原理）に基づいた、区・地域自治協議会・行政の協働による地域自治の推進

自治には、より地域住民の身近な暮らしに必要なことへの対応や、問題の解決が求められるといった補完の考え方があります。

共助の担い手として、区と地域自治協議会の役割が重なる部分もありますが、朝来市では、生活に密着している部分は区が担い、まちづくりのことは地域自治協議会が担ってきました。これらの役割や関係性は、地域の特性や社会情勢によって異なることから、補完性の原則によりそれぞれの主体の役割を常に確認しながら、各主体が協働し、地域自治を担うことが重要です。

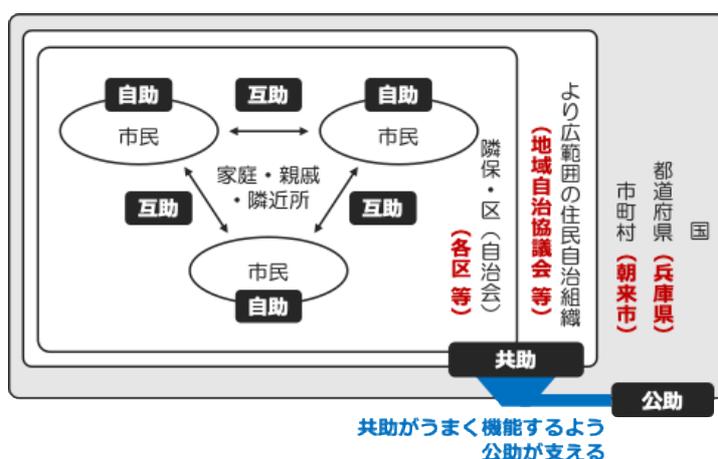
【補完性の原則の考え方】

- 個人でできることは個人で（自助）
- 個人でできないことは、まず家庭や親戚で（互助）
- 家庭や親戚でできないことは、身近な隣保や区などで（共助）
- 身近な隣保や自治会でできないことは、より広い範囲の地域自治協議会で（共助）
- 住民自治組織でできないことは、行政（市町村—都道府県—国）で（公助）

これまでから自助を含めた互助・共助による住民自治（区・地域自治協議会）の重要性が改めて認識されていますが、一方で高齢化を伴う人口減少による担い手不足や地域課題の多様化・複雑化への対応の難しさといった課題を抱えています。

そのため、公助（行政）の役割は、共助を補完するだけでなく共助がうまく機能するように共助を支える必要があることを念頭に地域協働を推進していきます。

【図：補完性の原則と公助の新たな役割】（共助を公助が支えるイメージをわかりやすく修正予定）



2) 自治の基礎としての「区」

区は地域住民により自主的につくられた基礎的自治組織です。区による相互扶助・まちづくりが基礎的な自治として重要です。中には、必要性に応じて、財産区など別の基礎的自治組織の形態を

有するところもあります。また、一定の範囲で、区の連合組織として区長会・連合区長会等を構成し、区の連携や行政への要望、行政から地域への情報伝達・合意形成機関の役割を果たしています。市では、集落を行政区として位置づけ、区民に対する行政運営への協力依頼、地域住民の福祉の増進に行政と連携して取り組んでいます。

昨今の人口減少・高齢化による地域の縮小の進展を見据え、区による住民自治（組織・役・行事や共同作業等）の見直し、子ども（中高生含む）・若者・女性を含めた地域住民の参画と区同士の連携が重要となっています。

3) 個人と地域内の多様な組織を主体とした、地域運営を担う「地域自治協議会」

朝来市自治基本条例では、一定の範囲（小学校区など）の住民自治を担う唯一の組織として地域自治協議会が定義されています。【参照「地域自治協議会に求められる要件」】

地域自治協議会は、地域住民1人ひとりが参加の主体であると同時に、区をはじめ、地域内の各種団体、事業者等が組織の構成員として参画し、それぞれの特性を活かして連携・協働し住民自治を担う地域運営組織です。

人口減少・高齢化による地域の縮小を見据え、区の補完とともに、より広い範囲での住民自治の担い手として、地域自治協議会の役割がますます重要となっています。

また、地域住民や各種団体だけでなく、社会福祉協議会などの地域福祉や地域づくりに関わる公的機関をはじめ、関係人口や市民活動、また、生涯学習と協働することにより、地域の実態に応じたまちづくりや課題解決が進むよう、区・行政・その他の事業者と調整する役割も求められています。

【地域自治協議会に求められる要件（朝来市）】

- 地域代表制
地域内の区、各種団体、個人等で構成され、地域の創意が反映されていること（課題別・分野別、年代別、男女別、地域別）
- 民主性・透明性
規約が整備されており、協議会の意思決定、役員選任、会計等が民主的で透明性をもった組織運営がなされていること
- 開放性
地域内の誰もが希望に応じて運営に参画できること
- 地域まちづくり計画の策定
地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること（地域まちづくり計画は朝来市総合計画の地域別計画としても位置づけられる）

4) 地域自治協議会と協働し、自治を担う行政

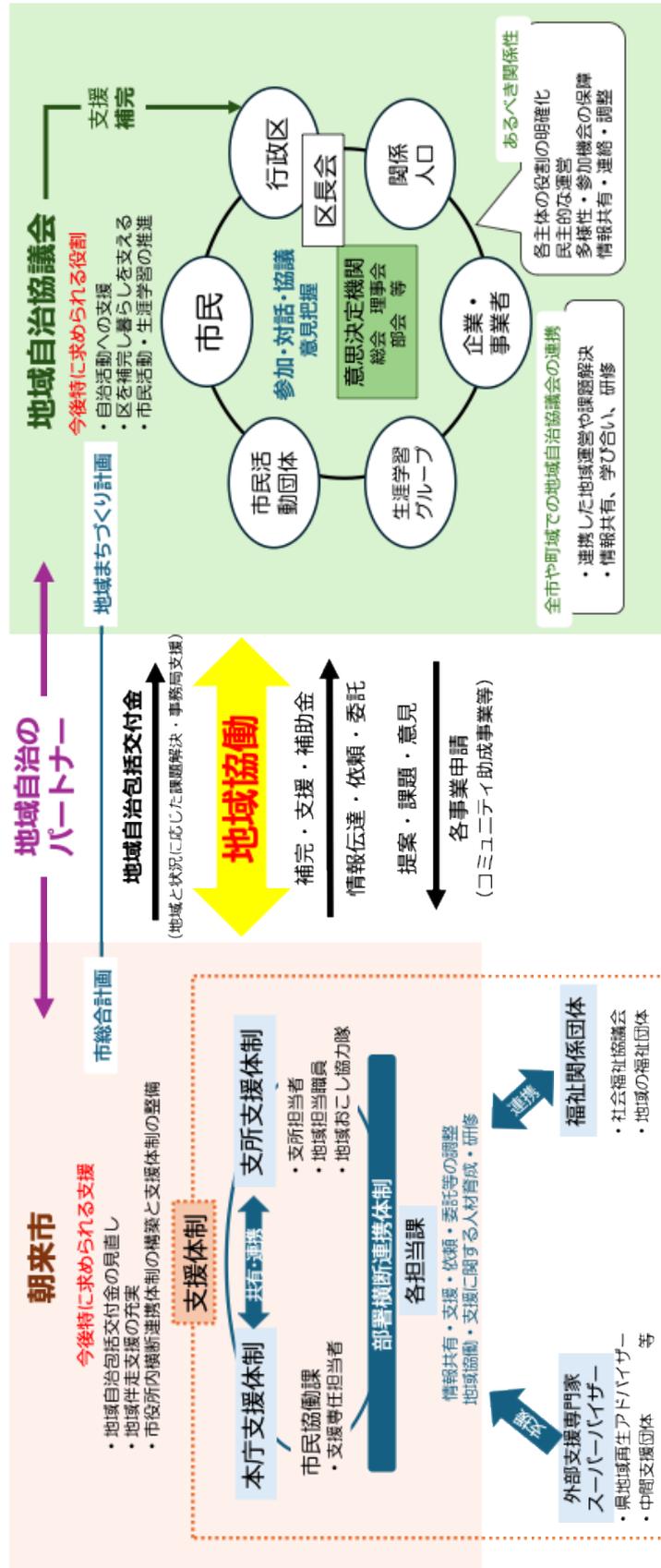
行政には、その領域の住民自治を担う組織である地域自治協議会に必要な支援を講じるとともに、協働により地域自治を担うために必要となる事務や組織の在り方の見直しなど、地域自治協議会を中心とした地域との協働関係の強化・充実が求められています。

(2) 行政、地域自治協議会、区の今後の関係性のあり方

1) 区・地域自治協議会・行政の関係性のあるべき姿

これからの区・地域自治協議会・行政のあるべき関係性を実現するため、平成24年度にとりまとめた第3次分権型社会システム検討懇話会後「朝来市地域協働アクションプラン」の考え方を踏まえ、区と地域自治協議会を主とした住民自治による地域運営と、地域自治協議会を協働のパートナーとして位置づけ、連携して地域協働を促進できる体制の構築を目指します。

【図 目指す関係性イメージ】



【目指す関係性を実現するために各主体が取り組むこと・重視すること】

① 市民

- ・ 市民は、区や地域自治協議会等の活動に積極的に参加し、地域活動並びに地域課題の解決に向けて取り組む。

② 区

- ・ 区は、地域の課題について区民が対話する場をつくるとともに、共助に必要な情報を地域住民同士で共有できるように努める。
- ・ 区は、誰でも楽しく参加できる仕組みづくり取り組むとともに、区の行事や環境維持等により多くの人が参加できる体制をつくる。
- ・ 区は、行政への要望等の話し合いをする場合は、地域自治協議会と協議するなどの仕組みを検討する。
- ・ 地域自治協議会と区に上下関係はなく、補完関係にあることを再認識し、区（区長・区長会）と地域自治協議会が一体となってまちづくりを担う。

③ 地域自治協議会

- ・ 地域自治協議会は、区とその地域に合わせた役割を明確に整理し、連携して地域運営にあたる。また、その際に共助に必要な情報を区や地域住民間で共有できるように努める。
- ・ 地域自治協議会は、区のほかにも地域の市民活動や生涯学習活動、事業者等と協働して地域運営にあたる。
- ・ 各地域自治協議会の策定する地域まちづくり計画が、市総合計画における地域計画と位置づけていることもふまえ、市と協働した地域運営を行う。
- ・ 地域自治協議会は、地域自治協議会同士が互いに学び合い、情報を共有するなどの連携を率先してすすめる。

④ 市

- ・ 市は、地域自治協議会が区や多様な主体との連携に基づく地域住民自治を担う組織として機能していることを前提に、地域自治協議会を地域自治のパートナーとして位置づける。
- ・ 市は、市の総合計画において、各地域自治協議会が策定する地域まちづくり計画を地域計画として位置づけていることから、地域自治協議会と協働した行政運営を行う。
- ・ 市は、地域自治協議会が区を支援・補完する役割があることを念頭に、地域自治協議会に委ねる役割や機能を踏まえ、柔軟に対応できるような交付金制度を検討する。
- ・ 市は、地域自治協議会・区、市民活動、生涯学習の支援を推進するために必要となる支援体制を構築する。また、支所を地域自治協議会とともに地域自治を担う行政機関として位置づけ、庁内の連絡調整機能を強化することにより、住民自治との連携に関する情報共有の場を充実させる。

- ・市は、地域自治協議会が互いに学び合い、情報を共有し連携できるように、必要な場や研修等の機会を設ける。

⑤ 市民活動団体（生涯学習グループ含む）・福祉関係団体

- ・市民活動団体や朝来市社会福祉協議会等地域の福祉団体は、それぞれの専門性を活かしながら、区や地域自治協議会と連携し、協働によりお互いに主体的な活動を活発化させる。
- ・朝来市社会福祉協議会等地域の福祉団体は、市と連携し協働により区や地域自治協議会などの住民自治を支援する役割を担う。

【コラム】 あるべき姿を体現する事例 （掲載事例検討中 最終案時に掲載）

（事例の視点）

- ・区が主体的に区の将来について具体的に地域住民が集い話し合っている事例
- ・子どもや女性、また関係人口など多様な人たちが地域自治協議会に関わり取り組んでいる事例
- ・地域自治協議会と市民活動団体が協働し、地域課題解決に取り組んでいる事例
- ・市役所内で部署を横断し、地域自治協議会と協働し地域課題に取り組んでいる事例

（ヒアリングや他市事例から想定される掲載例）※基本的に市内の事例を掲載する

- ・いくの地域自治協議会：居住者がいなくなった区の定期的な巡回
- ・与布土地域自治協議会：よふどの恵、地域内の農業関係の事務補完、草刈りの補完
- ・和田山地区地域自治協議会：区の集会所等へ健康体操・サロンを出張型で実施
- ・奥銀谷地域自治協議会：小規模化した区の役等の補完
買い物支援の試行実施

以下、参考

- ・丹波市：草刈り課題に対する関係課（市民活動課・道路整備課・農林振興課・河川整備課）と青垣町の2つの自治協議会の協働によるラジコン式草刈り機導入試行実施
- ・佐用町：徳久地域づくり協議会 サポーター制度
平福地域づくり協議会 地域内団体への助成金制度
海内地域づくり協議会 移住者・関係人口の若者を中心とした活動と協議会の連携

2) 関係性のあるべき姿にむけて、検討・対応すべき課題

①区と地域自治協議会との関係性における課題

地域自治協議会が設立された当初から、区と地域自治協議会は上下関係にはなく、補完関係にあるものとして位置づけられてきましたが、現時点においても、地域自治協議会本来の役割や区との関係性について、地域住民や行政に十分理解が浸透していません。その理解を広げるためには、地域自治協議会は、区民に近いところで、その考えに寄り添う活動に取り組む必要があります。

また、区も地域自治協議会の構成員として住民自治を担うことを再確認するとともに、地域自治

協議会は、区をはじめとした地域自治協議会の構成員や地域内の各種団体の役割や関係性を整理し、協働により地域運営を推進する必要があります。その中で、必要性が高まる区への補完や、区との連携に対応できる環境を整えていく必要があります。

②区・地域自治協議会と行政との関係性における課題

市が、依頼や支援、協働において区とやり取りをすること、また、地域自治協議会に任せることについて、区に必要なことや区が担ってきたことを把握して整理することにより、あるべき姿にむけて、行政の依頼事項や地域自治協議会の補完の範囲を整理するなど、行政における事務の見直しが必要であると考えています。

そのために市として検討すべき事項を次の通り示し、取り組めることから前に進めることが重要です。

【市役所において改革すべき事項】

支所および地域担当職員の充実、強化	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 支所の職員数は近年増減なく一定数を保っている 支所には地域自治協議会の支援担当業務があるが、十分な体制を取れていない 以前に比べ市外に居住する職員数が多くなっている
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域担当職員に地元出身者が減ってきている中で、地域担当職員の今後の役割に合わせて、その選出条件を検討していく必要がある
行政と地域の窓口の一本化	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍関係や出生届、死亡届等事務処理に知識を有する事務を地域自治協議会が担うことは難しいと思われる 証明書等の発行については、ハード整備が必要であり費用対効果を考える必要がある 市への要望については、区からの要望もあれば、複数の区で構成された地域団体からの要望もあり、方法は統一されていない
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市への要望方法については、どのような方法や仕組みが望ましいか、分析する必要がある
行政が必要とする地域住民への周知や住民合意形成の方法	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 行政による住民自治への連絡や合意形成は、区（連合区長会・区長会）が主体となっている。また、地域住民からの要望等も区（連合区長会・区長会）から行うこととなっており、行政・地域住民双方に区を中心とした関係性となったままである。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 行政が地域住民との協働を進める際の相手方について、考え方を整理する必要がある

	ある。
行政から地域への依頼事項	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・各区には、保健衛生委員、生涯学習委員、体育委員、民生委員児童委員、防災委員、農事部長を依頼している ・旧朝来町には体育委員を依頼していない ・民生委員児童委員については、複数の行政区に1名の配置といった区もある
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行政から地域に依頼している委員の必要性について、活動内容を踏まえ検討する
区長への充て職・委員の選出方法	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・区長の充て職については、連合区長会の正副会長が担っているが一定の理解はいただいている
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの必要が生じた場合に随時検討する
区長報償費	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に算出方法を整理して以降変更していない
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・区長の役割について整理する
地域自治協議会の役割に合わせた交付金制度	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会が制度化されて以降、事務局運営額（事務局人件費相当分）が社会情勢の変化（人件費の高まり等）に応じた見直しがなされていない ・地域協働事業額について、高齢化等によりこれまでどおりの活動ができなくなっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢を踏まえ、事務局運営額の見直しを検討する必要がある ・地域協働事業額について、実情に沿った執行ができるように見直しを検討する必要がある
市役所内部での地域との協働に関する情報共有	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内において少なからず縦割りがあり、それぞれの部署が地域と連絡を取り合っていたり、地域の情報等を個別に把握している状況にある ・個人情報保護の考え方から、共助に必要な情報提供等ができないことで、災害時等において、住民同士の支え合いやつながりへの影響が懸念されている
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での地域との連携に関する情報共有の仕組みを設ける必要がある ・支所と地域自治協議会との関係性を整理し、行政との協働を進めながら地域自治を支援する視点で、支所の役割を再確認する必要がある ・庁内を横断して連携できる体制を構築する必要がある ・個人情報保護に関連する法令の遵守は前提としながらも、災害時の支援など行政から地域自治協議会や区に共有できる情報を整理し、伝える必要がある

(3) 地域自治協議会の役割と今後の在り方

1) 求められる役割と事業

地域自治協議会は、朝来市自治基本条例に「多様な主体で構成された一つの自治組織」として位置づけられた地域運営組織であり、地域課題の解決や地域をよりよく変えていくために、その役割と事業を改めて確認し見直す必要があります。

今後の地域自治協議会の役割と事業を考えていく上で、次の視点と機能を念頭に置くことが重要です。

重視すべき視点

- ・ 地域の総意が反映される運営によって地域の代表性を担保する

(地域自治協議会の協議・意思決定機能への多様な参画)

朝来市の地域自治協議会の要件には、合意形成や意思決定について地域の総意が反映されている必要があります。(P10【地域自治協議会に求められる要件(朝来市)】参照)。市民、区、テーマ型コミュニティ(市民活動団体等)や各世代が参画でき、意見が反映される体制づくりが必要です。

- ・ 人と人がつながる仕組みをつくる

高齢者も含めて多様な世代がともに支え合うために、これまでの仕組みにとらわれることなく、人と人がつながるための仕組みをつくる

- ・ まちづくりに多様な人たちが関われる運営

子ども・女性・若い世代など、現状のままではまちづくりに関わりが持ちにくい環境にある世代への視点や意見、参加を重視した運営を行う

- ・ 関係人口の参加によるまちづくり

関係人口(地域住民以外の多様な人材)とともにまちづくりを進められる環境や機会づくりを進める

- ・ 地域住民・区と行政をつなぐ役割

市と住民自治とのあるべき関係性を踏まえ、地域自治協議会は構成員である区や地域住民と対話や協議の場を設け、その意見や提案・課題等を行政につなぐ

①地域住民による活動の支援

- ・ 対話の場づくり・その支援

地域住民によるつながり、活動が生まれる機会となる対話の場の提供や、地域住民や区、各種

団体が開く対話の場を支援することが求められます。その際、地域住民、関係者が誰でも参加でき、考えや思いを話せる場にしていくことが重要です。

- **誰でも参加できる仕組みづくり**

区や地域自治協議会等による地域活動に誰でも楽しく参加できる仕組み、機会づくりを進めていくことが求められます。

- **活動継続に向けた支援**

区の自治活動や地域住民等による地域活動の継続にむけた支援が求められています。そのために、例えば、誰もが活動に参加しやすい組織づくりにむけた学びや情報交換の場、相談対応や助言を行うことが期待されます。

②区の補完

- **区の活動や事務の補完**

今後予想される高齢化を伴う人口減少により、さらに小規模化する区では、暮らしや地域の環境維持としてこれまで取り組んできた住民自治活動が困難になる可能性があります。地域自治協議会には区を補完する役割があり、区の活動や事務機能などの補完が求められます。

- **区を超えた取り組み**

区や各種団体など、これまでの組織や仕組みでは対応できない課題や自治活動については、基礎的な自治の単位を超えた対応が求められます。

③暮らしを支える役割

- **地域人材のコーディネート**

地域住民がお互いに支え合い、暮らし続けられるために必要な活動に地域の人材をコーディネートする役割が求められます。

- **共助・互助の支え合いを支援する**

今後の高齢化を伴う人口減少により生じる新たな生活課題への対応にむけて、区やご近所での共助・互助の支え合いを支援していくことが求められます。

※ 具体的には、「3. 今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方」に記載

④市民活動・生涯学習の推進

- **地域住民の学びの場の創出**

市民活動団体等と連携し、それぞれが持つ特性を活かしながら、地域での様々な学びの場をつ

くる役割が求められます。さらには、子ども世代から地域に関心を持つ学びの場を持つことをはじめ、地域活動を担う人材の確保やその人材を育成する役割も求められます。

- **地域おこし協力隊員との協働**

地域おこし協力隊員の受入体制を充実し、地域活動と定住するためのサポートが求められます。

- **市民活動団体と区の連携支援**

区や地域自治協議会と市民活動団体との連携を支援するとともに、互いの主体的な活動を活発化することが求められています。

2) 体制・事務局の在り方

①役員体制

- **役員選任の在り方**

地域自治協議会の役員は、その地域自治協議会の役割を踏まえて、輪番や充て職ではなく協議し選任することが重要です。また、区長経験者や役職・年齢にとらわれることなく、様々な地域住民（テーマ型コミュニティ、各世代、女性等）が関われる体制が求められます。

- **区長との運営・合意形成面での連携**

地域自治協議会の役員体制、運営委員会、部会等には、区長や区民の参画が不可欠であり、区長が地域自治協議会の運営や合意形成に関わることが求められます。

- **市職員の参加・関わり**

地域自治協議会は、行政と地域（区・地域住民）をつなぐ存在として、市の職員が関われる枠組みを築くことが求められます（例：自治協議会の部会への委員参加等）。

②事務局体制

- **地域のコーディネーターとしての役割**

事務局は、地域のコーディネーター（中間支援者）として、地域の実情や人材を念頭に、多様な地域住民が参加しやすい運営を担う役割が求められます。

- **区や活動に出向く役割**

地域自治協議会は、今後地域住民により近い場所に出向いて活動する必要があることから、そのための事務局機能の充実が求められます。

- **事務局の担い手発掘・育成**

どの地域自治協議会においても、事務局の担い手不足が課題として挙げられえています。自ら事務局の役割への理解を深めるとともに、計画的に担い手の発掘や育成に取り組むことが求められます。例えば、地域の中で地域自治協議会の活動や運営に関わりを持てる人材を見つける機会をつくることや、役員や事務局が楽しく活動できる組織づくりや環境づくりが求められます。

- **地域おこし協力隊と連携した運営**

地域に配属されている地域おこし協力隊と連携した運営体制の充実と、地域に必要な事業の企画運営に取り組むことが求められます。

- **地域コミュニティの ICT 化・DX 化**

少子高齢化や社会インフラの視点から見て、地域活動や区、地域自治協議会の運営に ICT や DX を活用することによる負担軽減や効果的な活動展開が求められます。すでに LINE などの SNS やオンライン会議システムを活用しているところもありますが、地域自治協議会が ICT や DX に率先して取り組んでいけるような支援が求められます。

3) 財源の在り方

①地域自治包括交付金（事務局運営額）

社会情勢や地域自治協議会の労働実態に合わせて運営に必要となる支援が求められます。

②地域自治包括交付金（地域配分額）

地域の実情に応じた課題解決に向け、より効果的な対応ができる仕組みづくりについて引き続き研究する必要があります。

③地域自治包括交付金（地域協働事業額）

地域協働事業額について、地域の実情に合わせて必要な事業を地域ごとに判断して取り組めるような見直しを検討する必要があります。

④拠点への支援

それぞれの拠点に何らかの課題が発生した場合は、必要に応じて対応を検討していく必要があります。

⑤交付金以外の資金調達（事業収入など自主財源の確保）

地域住民等地域が主体となった自治、まちづくりを進めていく地域自治協議会として、地域自治包括交付金以外にも必要な地域活動に充てられる財源を確保できる組織運営に取り組んでいくこと

が求められます、

4) 拠点や事務所の在り方

- **誰もが集まる・集まりたくなる拠点**

地域住民が集う、つながる機会と、地域住民の自治活動や生涯学習を支援していく地域自治協議会の役割を踏まえ、誰もが集まりやすく集まりたくなる場にしていくための工夫や取り組みが求められます。

- **集まることを前提としない拠点**

今後の高齢化や人口減少、移動等の課題を踏まえ、出向いていく地域自治協議会の活動や機能が求められることから、地域自治協議会の拠点の在り方、持つべき機能等について検討することが求められます。

5) 多様な地域住民・人材の参画に向けた体制や取り組み

- **「やりたい」を大切にしたい主体的な参加ができる組織体制**

現在、多くの地域自治協議会が採用している部会制の見直しも含め、地域内外の個人、活動団体（市民活動・生涯学習）や事業者らが、「やりたい」を大切に、楽しみながら、主体的に参画できる組織体制に変えていくことが求められます。特に、地域自治協議会や区などの活動は義務的に捉えられがちであることから、特に若い世代が関わりたい・関わりやすいと感じる場や機会を意識的につくることが重要です。

- **テーマ型コミュニティが取り組みやすい組織体制**

テーマ型コミュニティ（市民活動・生涯学習）に集い活動する人たちに対しては、地域自治協議会もこれまでの枠組みや組織体制に合わせて参加してもらうのではなく、相手に合わせた関わり方や参加しやすい方法を模索するなど、お互いに必要となる活動に取り組める体制をつくることが求められます。

また、地域をまたがるような課題（獣害・空き家等）に対する取り組みには、複数の地域自治協議会が連携し、それらの課題に取り組むテーマ型コミュニティとして取り組んでいく視点も求められます。

- **情報発信・共有（見える化）の充実**

地域住民の自治組織として情報を地域住民に広く共有する役割があるだけでなく、活動への参画や担い手を増やすためには、情報の発信や共有に工夫が必要です。これまで以上に地域や地域自治協議会の目的、活動などの情報を広く、かつ対象者に合わせて発信し、届けることが求められます。また、単に情報を届けるだけでなく、地域住民に地域自治協議会の役割や活動を理解していただくための機会づくりを怠らないことが重要です。

- **部会の在り方：活動へ参加しやすい環境の確保（地域自治協議会の活動機能の強化）**

多くの地域自治協議会では、活動主体として「部会」制を採用しています。しかし、その部会員の選出方法や属性等は様々です。区からの選出や輪番等の地域もあれば、活動ごとに興味・関心がある地域住民や各種団体等が参画している地域もあります。部会への参加のきっかけは様々ですが、大切なことは、地域自治協議会の活動を地域住民に丁寧に伝え、理解していただく機会や楽しみながら関わるができる環境を整えることです。同時に、誰でも参加したい時に参加でき、参加が難しいときは参加しなくても良いような地域住民の主体性を大切にした柔軟な体制づくりも重要です。

地域住民の「やりたい」「必要」の思いから「この指とまれ」で集まる活動を形にしていくことも、地域自治協議会が担う大切な役割です。また、地域住民が自ら提案し、部会やグループを立ち上げることができる仕組みも求められます。

6) 区への補完や支援の在り方

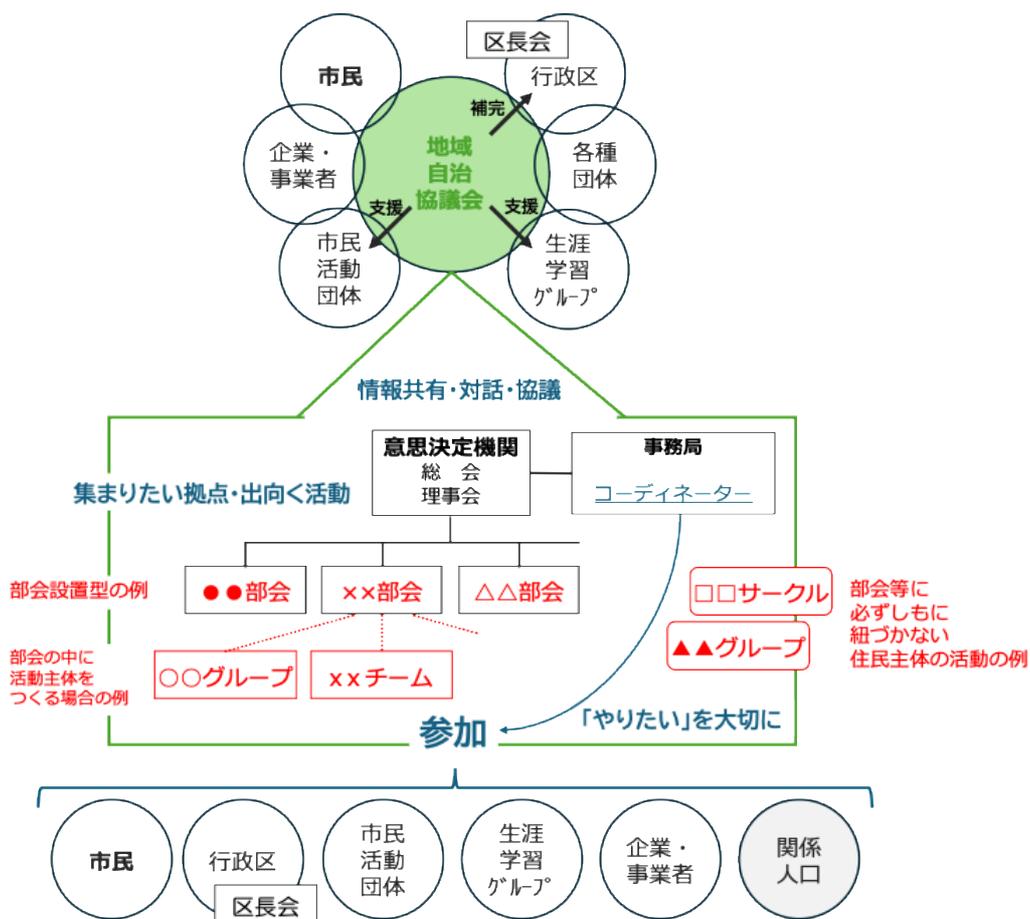
- **区の組織・役・行事見直しの支援**

高齢化を伴う人口減少が予想される中、今後は区の組織(隣保・役・行事や日役)を見直し、負担を軽減する必要があると考えられます。区で主体的にそれらの見直しや検討が進められるよう、市と連携し情報提供やきっかけづくり、話し合いの場の支援が求められます。

- **区同士の連携の促進支援**

区の合併（合区）は難しいことを前提としながらも、区を補完し支援する地域自治協議会として、区同士あるいはその他組織間における話し合いや検討の場の提供、また、情報提供等について、市や外部専門家と連携しながら支援することが求められます。

【参考図：朝来市の地域自治協議会の役割と体制のイメージ図（案）】



(4) 行政の協働支援、住民自治の支援

1) 専門的支援・中間支援機能の構築

① 庁内における「支援体制」の構築

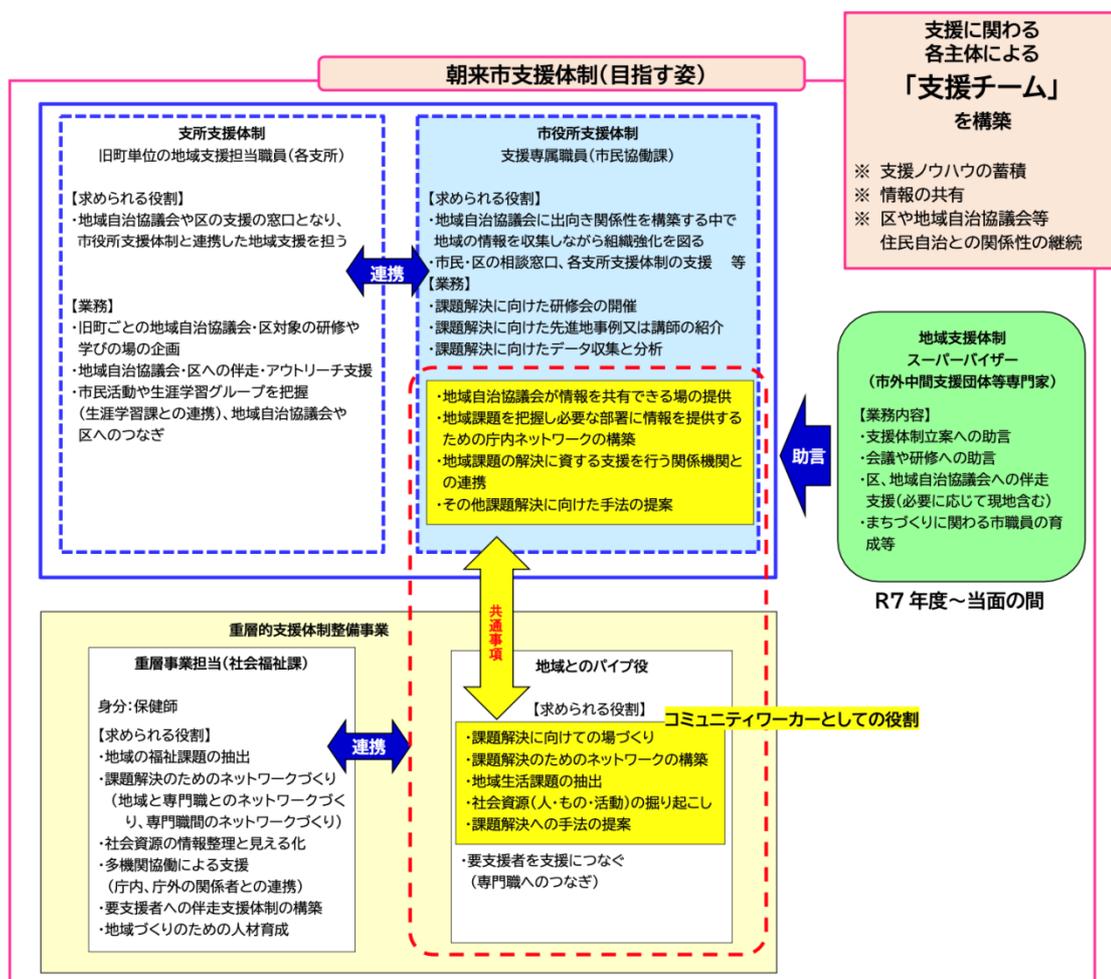
全国的に住民自治の支援は、その専門性を有する民間団体等と協働して取り組まれることが多くあります。

朝来市では、民間の支援団体を育てていくことが重要であるとの認識は持ちつつも、地域自治協議会への支援体制として支所機能や地域担当職員制度などの仕組みがあること、また、地域協働を進めるための庁内の連携やノウハウの蓄積、引き継ぎなどの体制構築がスムーズに行えることなどの視点から、庁内に「チーム」体制として、その支援機能を確保することとします。

庁内における「支援体制」は、複数の主体がチームとなって、主として地域自治協議会の支援や地域自治協議会と連携した区の支援、行政と地域自治協議会の協働を支援することを目的とします。

庁内における「支援体制」は、次の図・表の考え方をもとに、本庁・支所・スーパーバイザー・福祉部署と連携した「チーム支援体制」を目指します。

【図】 庁内における「支援体制」の概要



【表】 庁内における「支援体制」の役割・機能例

支援体制		役割・機能（想定例）	範囲
<p>本庁支援体制</p> <p>【主】 市民協働課</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援専属職員を配置 市民協働課担当者 <p>【副】 社会福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業担当者 <p>（コミュニティワーカーとしての役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援人材（発掘・育成・連携・委託等） 	<p>スーパーバイザー</p> <p>【支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間支援団体等専門家 兵庫県地域再生アドバイザーなどの専門家 <p>●業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援体制立案への助言 会議や研修への助言 区、地域自治協議会への伴走支援（現地等への訪問を含む） まちづくりに関わる市職員の育成等 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・区対象 <ul style="list-style-type: none"> 支援体制のコーディネート 支援相談窓口（相談者の課題を解決できる資源につなぐ・マッチングするコーディネート、情報提供） ●地域自治協議会対象 <ul style="list-style-type: none"> 地域自治協議会に出向き関係性を構築する中で、地域情報を収集しながら、組織強化を図る <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域自治協議会が地域の活動を支援・コーディネートできる体制を支援 ▶ 地域自治協議会対象の会議や研修会、情報共有、学びの場の提供 ▶ 先進地事例や講師の紹介、市外支援者のコーディネート ▶ 地域担当職員・地域おこし協力隊のコーディネートや研修 ●支所対象 <ul style="list-style-type: none"> 各支所支援体制の支援・研修 ●市役所内対象 <ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域課題を把握し必要な部署に情報を提供するための庁内ネットワークの構築（庁内横断連携の推進、会議や情報共有 ▶ 市各部課と地域自治協議会の連携調整・関連する制度・補助・支援事業等の調整 ●全体 <ul style="list-style-type: none"> 事例や情報収集・調査や分析 情報発信・ポータルサイト（仮）の運営・情報のコーディネート 市民活動や生涯学習グループの把握（生涯学習課との連携）、地域自治協議会や区とのつなぎ 市内支援者・アドバイザーの発掘・育成・派遣 その他課題解決に向けた手法の提案 	<p>市全域</p>

支援体制		役割・機能（想定例）	範囲
<p>支所支援体制</p> <p>【主】支所</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所の地域支援担当職員 地域担当職員 地域おこし協力隊 <p>【副】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所支援体制（主に支援専属職員） 	<p>スーパーバイザー</p> <p>【支援者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間支援団体等専門家 兵庫県地域再生アドバイザーなどの専門家 <p>●業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議や研修への助言 区、地域自治協議会への伴走支援（現地等への訪問を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・区対象 <ul style="list-style-type: none"> 支援相談窓口（主に本庁の支援相談窓口につなぐ役割） 地域自治協議会と連携した区への伴走・アウトリーチ支援 ●地域自治協議会対象 <ul style="list-style-type: none"> 支援の窓口となり、市役所支援体制と連携した地域支援 旧町ごとの地域自治協議会・区対象の研修や学びの場の企画 地域自治協議会・区への伴走・アウトリーチ支援 ●全体 <ul style="list-style-type: none"> 市民活動や生涯学習グループの把握（生涯学習課との連携）、地域自治協議会や区へのつなぎ その他課題解決に向けた手法の提案 	旧町

②庁内における「支援体制」に求められる支援機能

・ 窓口機能 **主に本庁支援体制機能**

➤ 支援相談窓口機能

情報や資源を横につなぐ支援相談窓口機能の構築を目指します。なお、支所には相談窓口へつなぐ機能を期待します。また、窓口には相談内容の解決に向けマッチングできる支援体制の構築に努めます。

➤ ポータルサイト（仮）の運営等情報コーディネート機能

生涯学習課と連携し、市民活動や生涯学習グループの情報を把握するとともに、市民への地域コミュニティ、まちづくりへの参加をつなぐポータルサイトの運用と、その情報のコーディネート機能が必要です。また、専門的な知識や情報を提供できる市内外の人材や組織についての情報収集や連携を進めます。

・ 伴走支援・アウトリーチ支援機能 **主に支所支援体制機能**

➤ アドバイザーの派遣

地域住民の知恵や情報以外の新たな考え方や手法を提供するアドバイザーの調整や派遣を

支援します。

➤ **アウトリーチと伴走支援**

区や地域自治協議会など、現場を周るアウトリーチ型で地域の取り組みや悩みを引き出し、具体化する支援に努めます。また、地域の状況から必要な学びの場を設けるとともに、地域と一緒に考え、知恵を出す支援者としての姿勢を大切にします。

➤ **やりたいにつなげる仕掛け**

地域住民自らの「やりたい」につなげる方策や仕組みの支援に取り組みます。

③庁内における「支援体制」づくりにむけた段階的取り組みの必要性

庁内における「支援体制」を構築するには、市内外と連携した段階的な取り組みが必要となることから、そのための道筋をつくります。まずは本庁の体制づくりを進め、その後に支所の支援体制づくりの検討を進めます。

➤ **支援専属職員の配置**

庁内における「支援体制」の確保に向けては、支援専属職員の配置が望ましいと考えられます。

➤ **市内の支援人材・組織の発掘・連携**

まずは社会福祉協議会や地域おこし協力隊 OB 等との連携構築を図ります。

➤ **外部の専門的支援者との連携**

朝来市と関わりのある兵庫県地域再生アドバイザー等、地域支援の専門家及び支援組織との連携構築を図るための準備を進めます。

➤ **地域担当職員の役割発揮にむけた取組**

地域担当職員の役割を整理・定義（後述）するとともに、役割が発揮できるような仕組みや配置方法について検討します。また、業務の遂行に必要な研修を行います。

➤ **各支所での支援体制構築に向けた取組**

将来を見据え、旧町単位での地域自治の体制づくりも想定した、支所ごとの地域自治協議会や区向けの研修、情報交換・連絡調整を行います。

3) 地域自治協議会への支援 庁内における「支援体制」による支援

① 地域自治包括交付金（再掲）

地域自治協議会の主体的な活動及び自律的な地域経営にむけた事務局支援として、必要に応じて地域自治包括交付金の見直しを行います。

② 人的支援（事務局職員・地域担当職員）

・ **事務局職員への支援**

地域自治協議会の事務局が担うべき重要な役割である、企画や調整、地域のコーディネーター

としてさらに機能を発揮できるよう、地域内の人材育成や体制づくりを支援します。

- **地域担当職員による支援**

これからの地域自治協議会のあるべき姿を踏まえ、各地域の状況に合わせてながら、地域担当職員は「市職員としての専門性で地域自治協議会に関わる運営者としての役割（企画等）」と「地域自治協議会間をつなぐ、市との協働・コーディネーター・活動の支援者としての役割」を担います。これらは朝来市地域担当職員制度規程（令和3年3月30日制定）にあるその担当事務として位置づけられています。

地域担当職員の担当任務を遂行できるよう、役割に応じた研修や情報交換の機会を計画的に実施します。また、地域担当職員の役割について地域自治協議会に丁寧に説明することで理解を広げ適切なマッチングを行います。

【参考】 令和3年3月30日制定「朝来市地域担当職員制度規程」抜粋

（担当事務）

第3条 地域担当職員の担当事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の自律した地域経営の仕組みづくりを支援すること。
- (2) 協議会の円滑な運営、活動実践のための助言、情報提供等を行うこと。
- (3) 庁内関係部署との連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会によるまちづくりの支援に関して必要なこと。

③ 地域自治協議会に求められる今後の役割発揮に向けた支援

- **特に地域自治協議会の運営・見直しに関する支援**

本指針で示す地域協働、地域自治協議会の目指す姿に向け、地域自治協議会の運営や見直しに関する支援が必要と考えられることから、庁内における「支援体制」を中心に、次の支援に取り組めます。

- **地域自治協議会の役員や事務局、主要な担い手を対象とした学びの支援**

地域自治協議会や地域での活動に多様な参加を広げるための工夫（環境や仕組み）や、地域における話し合いや対話の場づくりの支援に取り組めます。また、地域自治協議会の活動を地域住民に周知する方法等について学ぶ機会を設けます。

- **話し合い・会議の場の運営支援**

地域自治協議会が開く会議や様々な話し合いの場について、誰もが話し合いに参加しやすく、納得できるよりよい対話の場となるよう、その場の企画や話し合いの進行、運営の方法について支援します。

- **地域自治協議会単位や区単位の地域データ（人口等）等情報の整理や調査の支援**

地域課題の把握やそのための調査、データの一元化などの支援を行い、その情報を市や地域自治協議会と共有することを進めます。また、情報は区や地域住民とともに共有することが地域に対する「わがこと化」にもつながる重要な過程でもあることから、地域自治協議会による区や地域住民との情報共有も支援します。
 - **地域自治協議会の事務局機能の負担軽減**

現在、行政から地域自治協議会に依頼している事務作業の見直しや、地域自治協議会における事務の効率化及び簡素化にむけた助言を行います。
 - **地域自治協議会の ICT 化・DX 支援**

負担軽減とよりよい活動展開、参加を広げることができる効果を期待し、地域自治協議会の ICT 化や DX の支援に取り組みます。
 - **研修・全国先進事例の検証、導入支援**

近隣の自治体やスーパーバイザーとも連携し、地域自治協議会の参考となる研修の実施、地域ごとに参考となるような先進事例の検証や情報提供、導入を支援します。
 - **地域自治協議会の活動と意義の市民周知**

市民に地域自治協議会の活動と意義を発信していく取り組みを進めます。
- **地域自治協議会間の連携・情報共有・学び合いの機会づくり**

支援体制からの学びの提供だけでなく、地域自治協議会間での連携や情報共有、学び合いができる機会を設けます。

 - **地域自治協議会会長事務局長会議及びその他の研修の計画的な実施**

現在も実施されている会長事務局長会議の内容や開催方法を工夫するなど、地域自治協議会間で情報共有や学び合いの機会を設けます。
 - **支所ごとの連携・情報共有・学びの場の開催**

旧町ごとの地域自治協議会の具体的な連携、学び合いなどを期待し、支所ごとに同様の情報共有や学び合いの機会を設けます。
 - **まちづくり、市民活動の支援者である地域自治協議会に必要な学びの支援**

地域自治協議会に今後求められる役割に、区の支援や市民活動、生涯学習の支援があります。その役割が発揮できるよう、研修などの学びの機会を提供します。

 - **まちづくり支援とコーディネーターとしての学びの支援**

地域自治協議会が区やまちづくりの支援者としての役割や、外部人材をつなぐコーディネーターの役割を発揮できるようになるための研修や学びの機会の充実を図ります。

また、地域内のコーディネート（市民活動団体・生涯学習グループ・区等との連携も含む）を地域自治協議会が担うことを目指し、地域自治協議会の事務局職員、あるいは部会

長などがコーディネーション力を高め、コーディネーター役を果たせるよう人材の育成に取り組めます。

4) 区の再編や見直しへの支援 市役所内部「支援体制」・地域自治協議会 両方による支援

① 区役員向けの学びの支援

- ・ 区長会・地域自治協議会等が連携した区役員向け研修の開催

区が、今後の地域の変化に対応した区の運営や生活課題の対応に取り組んでいくため、行政・地域自治協議会・区長会等が連携し、区役員を対象とした計画的な研修や学びの場を開催します。

- ・ 区役員向けの参考情報の収集・整理・提供

区の役員が、今後の区の運営や生活課題の対応に取り組んでいくための「手引き」になるような参考情報を収集し、整理したものを区の役員に提供します。

② 区の活動継続に向けた組織づくりの支援

- ・ 区への参加・活動への参加を広げるための組織づくり支援

区への加入や誰もが活動に参加しやすい組織づくり、多様な地域住民（転入者）の交流・受入体制づくりにむけ、他地域の事例や工夫などの情報提供や助言を行います。

- ・ 区の見直し・負担軽減に向けた支援

高齢化を伴う人口減少による、区の組織・隣保・役・行事や日役の見直しが求められていることから、その見直しや負担軽減の手法について、情報提供や進め方の検討方法を提示するとともに、話し合いの場の支援を行います。

- ・ 周辺区との連携・統合にむけた準備・検討・プロセスの専門的支援

今後、周辺区との機能連携が必要となった場合は、地域支援の専門家と連携し、検討の進め方や方法などの情報を提供するとともに、それらに関する話し合いの場の支援を行います。

- ・ 行政からの依頼事項や事務書類等の負担軽減

市から依頼している委員や事項について、区の実情に合わせて事務書類の簡素化を図るなど負担軽減につながる方法を検討します。

③ 区と地域自治協議会・市民活動等との連携・協働の支援

- ・ これまでのWGでは具体方法の議論ができていない

④ 自治会の将来の土地利用等を検討・整理するための専門的支援

区の将来を考えたときに、大きな課題となっている農地の管理体制や、土地・資産（山林・空き家等含む）の管理方法について、専門家につなぐなど専門的な助言を提供できるような体制を目指します。

5) 市民活動・生涯学習の支援 庁内における「支援体制」・地域自治協議会 両方による支援

① 市民活動のスタートアップ・参加支援

市民が得意なことを活かして活動を始めたり、興味のある活動に参加できる機会を設けます。また、スタートした活動が軌道に乗るよう、助言や情報の提供、学びの場の実施など適切な支援も行います。

また、生涯学習の推進に向けて、市民のスキルアップ、学び合いの仕組みづくり・専門的なコーディネーターの配置を検討するとともに、出前講座との連携や講師の紹介を行います。その他にも、市民活動や生涯学習活動の拠点として、既存施設の空きスペース等の活用を進めます。

② 人と人、人と地域をつなぐコーディネーション

市民の興味や学びたい・活動したいテーマ等によるネットワークづくりや、新しいコミュニティづくりの機会や場をつくり、活動する人と人をつないだり、関連する地域をつなぐ支援を進めます。具体的には、過去に実施された「Asago Labo」や現在、総合計画に基づき進められている「あさご未来会議」のような場を想定してします。

③ 地域リーダー・コーディネーターの発掘・育成支援

地域のリーダーやコーディネーターとして活躍するまちづくり人材の育成に取り組むとともに、活動を先導する人材・コーディネーターを地域や区に派遣する支援を検討します。

⑤ 地域おこし協力隊による地域活動への支援

・ 地域おこし協力隊の任期中の活動支援

地域自治協議会と連携してまちづくりを担う重要な人材である地域おこし協力隊による地域活動を支援するため、隊員向けの研修、隊員の活動報告会、隊員同士の情報共有や連携、学びあいのためのミーティング、隊員の活動のPR等の支援を行います。また、隊員からの相談に個別に対応することにより、隊員が活躍しやすい環境を整えます。

・ 地域おこし協力隊の活動継続にむけた支援

地域おこし協力隊には、任期中から任期後も主体的に地域活動に取り組むことができる人材を選任するとともに、活動継続と定住にむけた支援を行います。

6) 地域に合わせた支援・地域自治協議会との協働のための制度・体制の見直し

庁内における「支援体制」による支援

① 行政依頼役の見直しの考え方

- ・ 状況整理のみ、WG では未検討 市役所内担当課との協議により今後検討

② 地域自治協議会等への補助金の見直しの考え方

- ・ 地域自治包括交付金以外の補助金・委託事業等、状況整理のみ、WG では未検討 市役所内担当課との協議により今後検討

③ 市役所部署横断連携体制構築の考え方

- ・ WG では未検討 市役所内担当課との協議により今後検討
- ・ 想定される横断連携体制として必要な機能 (たたき台としての例)
 - 地域支援や協働についての職員を対象とした研修や実践共有
 - 地域自治協議会あるいは支所ごとに現れる課題等について、関連部署が連携し対応を検討できる会議体の設置 (実務者レベル～幹部レベルまで階層を分ける、外部有識者やアドバイザーを配置)
 - 庁内を横断し、調整・コーディネート、政策立案等をにやう、外部人材有識者の配置
 - 部署を横断し対応すべき具体地域課題に対する施策立案・提案制度や予算制度の創設
 - 地域への支援や依頼情報、地域担当職員からの情報等を常時共有・相談ができる庁内ネットワーク (グループウェア等のオンラインシステム) の導入

④ 住民自治 (区・地域自治協議会) と行政等との協働の支援

- ・ 市や関係機関と地域自治協議会との中間に入る支援
市と地域自治協議会の間に入り、調整、相談への対応や、次世代の地域コミュニティの担い手を育てる視点から重要な「地域学校協働」にむけた地域と学校の連携の支援をできる体制の充実を進めます。
- ・ 市民とともに地域活動に取り組む市職員の育成・強化
区や地域自治協議会へ参画し、市民とともに地域で活動する市職員の育成にむけて必要な研修を実施するとともに、区や地域自治協議会の活動とのマッチングを行います。
また、学校教職員にむけて、まちづくりの方向性や地域での対話についての学びを深める機会を設けます。

3. 今後10年を見据えた協働による生活課題への対応の考え方

本章では、本指針検討にむけて実施した「小規模集落ヒアリング」において、共通して語られた4つの課題を、今後暮らし続けるにあたり特に対応が必要となる重要な課題としてその対応の考え方を手引的に示しています。これらは小規模集落に限らず、将来的にどの区や地域でも対応が必要となる重要な課題と考えられることから、市と地域住民が協働し、率先して取り組んでいく必要があります。

(1) 各課題に対する共通の考え方

本指針で示す「自治組織の関係性」や、「地域自治協議会の在り方」としての市・地域自治協議会・区の補完関係を前提に、相互理解とそれぞれの役割を明確にしたうえで、生活課題に対応していくことが肝要です。

市は区・地域自治協議会による住民自治（共助）を補完・支援するとともに、生命や暮らしを守るための手立て（公助）を講じる必要があります。

区は生活課題に対応するため、これまで以上に周辺の区や関連する団体、関係人口等も含め、広く連携して取り組んでいくことが重要です。また、地域自治協議会は区が抱える生活課題に地域全体で対応し取り組んでいくために、対話や情報共有を丁寧に進めていくことが求められます。そのうえで、区民や課題に関係する組織や市民活動団体、関係人口と連携・協働し、生活課題に対応する事業や活動に主体的に取り組んでいくことが重要です。

(2) 各課題の現状と対応の考え方

1) 災害時の安全確保

①現状・課題

区の状態（人口・世帯数・高齢化率等）や地理特性にかかわらず、災害時の安全な避難場所や避難経路等の確保が必要となっています。共助が困難になりつつある中ではありますが、状況に応じた支え合いの環境づくりが課題となっています。

特に、区内の避難場所が危険箇所にある場合、避難経路が水に浸かるなど危険とわかっている場所、車移動が困難となったときの避難方法などについては、市（公助）による対策が必要となっています。ただ、全ての災害に対応できる避難所整備は現実的には困難であることを念頭に、どのような対策が可能か検討し、速やかに対策を進めることが求められています。

②今後の対応の考え方

市（公助）	<ul style="list-style-type: none">・住民自治による災害時の支え合いの体制づくりにむけた支援を行うための庁内の横断的な連携体制を構築します。特に福祉と防災が連携することにより、関係する部署や機関と情報を共有しながら支援を進めます。・各区の避難支援・避難行動（地区防災計画、避難計画、個別避難計画など）
-------	---

	<p>へのアドバイスや支援を推し進め、その中から生命を守る、安全確保や避難のために必要不可欠なハード整備について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報のさらなる周知に努めます。 ・区ごとに、民生委員児童委員のほか地域住民全体で、支え合いの体制づくりに対して、社会福祉協議会等福祉関係団体と協働し、支援を行います。 ・防災に限らず、福祉教育・支え合いの意識・考え方を育む取り組みを推進します。
地域自治協議会 (共助)	<ul style="list-style-type: none"> ・各区での災害時における共助の取り組みを進めるための情報提供や訓練・学びの場を提供します。また、地域の特性に応じた対応を充実させるとともに、若者も含めた取り組みを重視します。 ・区で避難支援や避難環境が確保できない場合に、複数の区が連携した災害時の対応や避難方法を確保できるように連携・調整を図ります。 ・防災に限らず、福祉教育・支え合いの意識・考え方を育む取り組みを行います。
区 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ・区ごとに、民生委員児童委員、区役員（区長・副区長等）のほか地域住民全体で支え合える体制づくりに努めます。 ・各区で福祉部会など支え合いの協議体（対話・話し合いの場）をつくり、災害時における共助の取り組みを進めるとともに、区の状況・特性に合わせた地区防災計画づくりを進めます。 ・各区が策定した地区防災計画に基づき、その区の状況や特性に合わせた防災訓練を充実させます。

2) 移動の支援（買い物支援含む）

①現状・課題

まちなかなど、スーパー等が比較的近い場所にある区も含めて、車移動が主となっている状況下で、車での移動手段を持ちにくい世帯を中心に、民間の移動販売や個配などで利便性を確保している状況があります。特に山間部の区については、これらが大事なライフラインになりつつあります。事業者もお試しの移動販売など積極的な動きも見られるものの、利用がなければ、減便となっている現状もあります。

デマンド型乗合交通も同じく、将来を見据え、現在では利用の必要性がない移動に困っていない世帯や区も含め、サービスを維持していくために地域住民の積極的な利用が求められています。また、移動の課題は高齢者等を中心に考えられがちですが、子育て世代や中高生など、車を持たない移動がしにくい市民も含めた多角的な視点が必要となっています。

②今後の対応の考え方

市（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による外出支援・移動支援サービスの拡充を図るため、事業者との協働・連携体制の構築を進め、担い手である事業者の経営や人材不足を補完する支援を検討します。 ・デマンド型乗合交通の周知、利便性向上に努めます。 ・シェアリングエコノミーの考え方による新制度（ライドシェア等）を活用した自家用有償旅客運送サービスの制度化・事業化など、地域住民の共助による移動や買い物支援に取り組める環境整備について、地域自治協議会や区による活動の支援を行います。 ・移動販売や個配などに取り組む民間事業者によるサービスの維持・継続、地域住民が利用しやすい環境づくりを支援します。 ・将来を見据え、健康寿命をのばすための啓発を行います。
地域自治協議会（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合交通や民間事業者による買い物サービス（移動販売やネット通販等）の利用方法の周知やサポート、利用促進を行います。 ・地域内（区や地域自治協議会）での移動や買い物の相互の助け合いの仕組みや事業づくりを進めます。 ・将来を見据え、健康寿命をのばすための取り組みを進めます。
区（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民同士で移動や買い物の助け合いを進めます。 ・デマンド型乗合交通や買い物サービス・通販などの民間サービスの利用方法を地域住民同士で共有し、申請や注文を行うなどの助け合いの取り組みを進めます。 ・健康寿命をのばすための取り組みを進めます。

3）農地・土地利用（草刈りなど環境整備含む）

①現状・課題

農地があるどの区においても、農地の維持は限界に近づいているという声が多くあります。個人・組合いずれにしても高齢化が進む中、農機の共有や若い人材の受け入れとともに、耕作を続ける農地の選別を進めていく必要があります。これは国が進める地域農業の将来のあり方を区や地域で定める地域計画策定の目的とも重なります。

より小規模となっている区については、体制を組むことも困難な状況が近づいており、農地をどのように処分するのかなど土地利用方法を検討する必要があります。

②今後の対応の考え方

市（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・区や地域ごとに地域住民が将来像について継続的に話し合い、可視化できるよう、必要な情報提供や話し合いの支援を行います。また、区において地域計画の策定に取り組みよう支援を継続します。 ・農地に関する各種制度の利用や農地の将来像の検討について、広域的（地域自治協議会）に取り組める支援を継続します。 ・農業の担い手（兼業農家含む）を確保するための研修に取り組みます。
地域自治協議会（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会で農地の将来像を可視化し、必要に応じて農地に関する各種制度（例えば、多面的機能支払交付金制度・交付金組織の広域化、農村型地域運営組織：農村 RMO、組合や農業法人等の委託等）を必要活用しながら農地の管理を進めます。 ・農産物の広域的な栽培や情報の発信、また、地産地消に取り組みます。 ・区の小規模化等によって困難になる草刈りや環境整備について、広域で取り組む体制や方法について検討を進めます。
区（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ・区や地域ごとの農地の将来像を地域住民が継続的に話し合い、将来像を可視化するために必要な人材や体制、支援を検討するとともに、引き続き地域計画の策定を進めます。

4) 空き家対策・移住者の受け入れ

①現状・課題

状態の良い空き家については、空き家バンクや区で空き家の情報収集等に取り組むことで、移住者の受け入れにつなげていくことが求められています。一方で高齢化の進展等により、空き家になることが予想される家屋も増えてきていることから、居住している時から、空き家にならない・空き家になったときの準備を区や行政からの啓発等で取り組みを進めることも求められています。

まちなかについては、空き家が多い中、賃貸や売買に出されにくい傾向もあると同時に、老朽化すると、直ちに近隣の安全に影響を与えることから、より一層重点的な取り組みが求められています。

②今後の対応の考え方

市（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ・将来空き家となりうる住宅について、予防や空き家になった後に所有者による適切な対応を行えるようにするため、福祉（高齢福祉）部署・関係機関、区や地域自治協議会と連携した情報の把握、啓発、相談等の取り組みを進めます。 ・空き家に関し総合的かつ専門的に相談できる窓口の創設について研究します。
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの登録されている物件の状態や情報をよりわかりやすく提供できるように、空き家バンクへの登録基準や情報提供の基準について、研究します。 ・地域自治協議会や区と連携して空き家の状況を把握できる仕組みを検討します。また、空き家バンクに関する情報を地域自治協議会と共有できる方法を研究します。 ・移住者に必要となる情報の発信について、空き家バンクの活用方法を検討します。 ・定住希望者だけでなく、定住を前提としていない転入者に向けた情報の提供について研究します。 ・転入者向けの空き家改修に対する資金的補助を検討します。 ・市外からの転入者だけではなく、市内の転居者を対象とした空き家の購入や改修に必要な情報提供を研究します。
<p>地域自治協議会 (共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家は個人の資産ではあることが多いとはいえ、地域の環境や人口動態にも影響します。そのため、空き家や農地をどうするかあらかじめ考え、今後の管理をどうするか準備に関する啓発について、市や社会福祉協議会等と協働して進めます。 ・地域にある空き家の状態を見守り、所有者に管理の方法や今後の対応を考えてもらえるような取り組みを進めます。 ・区と地域自治協議会が連携し、地域の空きや将来空き家となる可能性が高い家屋の把握に努めます。また、その情報を市と共有することで、空き家バンクへの登録を促すとともに、危険な空き家となる前の対策について所有者に対策を促します。 ・転入されてきた方に、区の制度や慣わしなどについての情報提供の方法等を支援します。また、移住前の区や地域とのつながりづくりに努めます。
<p>区 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区長や民生委員児童委員など、高齢者の見守り・支え合いに関わる区民と連携し、将来空き家や空き地となる可能性のあるものを把握するとともに、声掛けを行い、必要に応じて市につなぎます。 ・区内の空き家所有者に移住や転入の希望者があることを伝えるなど、空き家所有者に対して情報を提供します。 ・地域自治協議会とともに、転入されてきた方に、区の制度や慣わしなどについての情報を提供します。また、移住前の区や地域とのつながりづくりに努めます。

4. 指針の活用・周知・見直しに向けた取り組み

(1) 指針の周知・共有

指針の内容について、庁内および関係機関に周知するとともに、庁内における「支援体制」を構築し、地域住民・区・地域自治協議会と共有する機会を設けます。

(2) 指針の内容の具体化

指針の考え方に基づき、自治組織の関係性の実現に向けて常時検討を進めていくとともに、支援体制や生活課題の対応について具体化を図ります。

(3) 指針を活用した地域自治協議会の評価と確認

各地域自治協議会において、自治組織の関係性や地域自治協議会のあり方について本指針に基づく取り組みができているかを確認し、取り組んでいることや今後取り組むべきことなどを把握するとともに、取り組み内容の改善を進めます。

(4) 指針に基づく取り組みの進捗管理

指針は概ね10年後を想定した地域協働の姿を示しています。目指す姿、取り組むべき事項についてどの程度進んでいるか、定期的に進捗を把握し、課題や改善点を共有する機会を設けます（懇話会の定期開催等）。

(5) 指針の見直し

本指針の見直しは概ね10年を目安とします。ただし、本指針を運用するにあたり、地域の状況や社会情勢を踏まえ、見直しが必要となった場合は、その都度見直しについて検討します。なお、指針の見直しについては、基本的に多様な市民の参画に基づき実施することとします。